

USEN GAS プラン

(料金表)等以外の供給条件

(電気・ガス料金支援に係るガス料金の特別措置)

2025 年 7 月 1 日実施

料金その他の供給条件の内容

USEN GASプラン

1 適用

- (1) この供給条件は、東邦瓦斯ネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、当社が定めるUSEN GAS需給約款にもとづきガスの供給を受け、USEN GASプラン（料金表）（以下「料金表」といいます。）の適用を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、2025年7月の検針日の翌日から2025年10月の検針日までの期間に使用されるガスに適用いたします。

2 ガス料金および日割計算の特別措置

料金表の適用を受けるお客さまの従量料金は、料金表2（ガス料金）または3（日割計算）(1)にかかわらず、料金表別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

3 原料費調整単価の特別措置

- (1) 料金表の適用を受けるお客さまの原料費調整単価は、料金表別表（原料費調整）1(2)にかかわらず、次の算式によって算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (2) \text{の基準原料費調整単価} - (5) \text{の特別措置の原料費調整単価}$$

- (2) 基準原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。
なお、基準原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、当該値が正の場合は切り捨て、当該値が負の場合は切り上げます。

基準原材料費
調整単価 = (平均原料価格—(3)の基準原料価格)

$$\times \frac{(4)の基準単価}{100} \times (1 + 消費税率)$$

(3) 基準原料価格は、次のとおりといたします。

中部エリア	83,350円
-------	---------

(4) 基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき	8 銭 1 厘
-------------	---------

(5) 特別措置の原料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日の翌日から2025年9月の検針日までの期間
1 立方メートルにつき	8円00銭	10円00銭

4 そ の 他

その他の事項については、料金表に定めるところによるものといたします。

附 則(実施期日)

この供給条件は、2025年7月1日から実施いたします。